

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

コールセンター・相談窓口を開設 申請受付は7月中旬を予定

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

区では現在、7月中旬に対象となる可能性のある方へ申請書を送付し、受付を開始する予定で準備を進めています。詳細は区報やホームページで随時お知らせします。

臨時福祉給付金

〔平成26年度の都民税・区民税(均等割)が課税されない方※ご自身を扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外〕

〔給付額〕
支給対象者1人につき10、000円(1回限りの支給)※左記に該当する方は、5、000円を加算

○老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
○児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者

子育て世帯臨時特例給付金

〔基準日(平成26年1月1日)において次の要件をいずれも満たす方〕

○平成26年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給していること

※受給者の所得が、児童手当の所得制限限度額以上の場合に、

児童1人当たり月額5、000円を支給するものです。

○平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満であること

〔対象児童〕

平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童※臨時福祉給付金の対象となる児童および生活保護の受給者となっている児童を除く

〔給付額〕

対象児童1人につき10、000円(1回限りの支給)

〔その他〕

公務員で、勤務先から児童手当の支給を受けている方は、勤務先から申請書や児童手当受給証明書を交付されますので、申請開始時期まで大切に保管してください。

平成26年1月1日現在の住民登録地で申請

いずれの申請も平成26年1月1日(基準日)時点で、江東区に住民登録のない方は、原則、江東区では給付の対象となりません(基準日の時点で住民登録のあった区市町村での申請となります)ので、ご注意ください。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金詐欺に注意を

現時点で、区が区民の皆さんの世帯構成や、銀行の口座番号などの個人情報照会することはありません。また、区や厚生

付時間)月・金曜の午前9時～午後5時15分(祝日は除く)

〔相談窓口開設場所〕江東区文化センター2階(東陽4-11-3)

※区役所および江東区文化センターの駐車場は、駐車できる台数が限られているため、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

問 コールセンター

☎(3647)4596
〔厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)〕

☎0570(037)192
(月・金曜の午前9時～午後6時(祝日は除く))

子育て家庭を支援

各種手当・医療費助成など

区では、子育て家庭を支援するため、児童手当をはじめとする各種手当のほか、子ども医療費助成等を実施しています。

児童手当と子ども医療費助成の申請は、区の窓口のほか、郵送でも受付ができます(申請書は区ホームページからダウンロードできます)。その他の手当等は、区の窓口で申請してください。

なお、各種手当および、ひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。

各手当は申請日の翌月分からの支給となります。詳細は、区ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

問 子育て支援課給付係

☎(3647)4754

児童手当所得限度額表

扶養親族等の数	本人限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※5月分までは平成24年中、6月分からは平成25年中の所得で判定
※扶養親族が5人以上の場合は1人につき38万円を加算
※生計中心者の所得で判定(夫婦の所得の合算ではありません)

子ども医療費助成

〔入〕中学校卒業前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

〔助成範囲〕各種健康保険法の定めにより、医療機関等に支払う医療費の自己負担分を助成

児童育成手当

母子・父子家庭または同様の家庭・障害のある児童を養育している方が対象です。

育成手当

〔入〕18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

○父母が離婚した児童

○母が未婚で出生した児童

○父または母が死亡、生死不明の児童

○父または母に1年以上遺棄されている児童

○3歳～小学校修了前(第1子・第2子)・10、000円

○3歳～小学校修了前(第3子以降)・15、000円

○中学生(一律)・10、000円

○所得限度額以上・児童1人当たり一律5、000円

※公務員の方(独立行政法人等に勤務の方を除く)は、勤務先に確認のうえ申請してください。

〔手当額(月額)〕

1人につき13、500円

障害手当

〔入〕障害のある20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

○身障手帳1・2級程度の児童

○愛の手帳1・3度程度の児童

○脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童

〔手当額(月額)〕

1人につき15、500円

児童扶養手当

〔入〕18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が次のいずれかに該当する場合

○父母が離婚した児童

○母が未婚で出生した児童

○父または母が死亡、生死不明の児童

○父または母に1年以上遺棄されている児童

○父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

○父または母が1年以上拘禁されている児童

○父または母に重度の障害がある児童(障害の内容によっては該当しない場合あり)

〔手当額(月額)〕

1人目 9、680円

2人目 5、000円を加算

3人目以降 1人につき3、000円を加算

特別児童扶養手当

〔入〕障害のある20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

○身障手帳1・3級程度の児童

○愛の手帳1・3度程度の児童

○長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

〔手当額(月額)〕

○重度(身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度)の児童

1人につき49、900円

○中度(身障手帳3級、愛の手帳3度程度)の児童

1人につき33、230円

ひとり親家庭等医療費助成

〔入〕18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害のある児童を養育している父、母または養育者で、児童が次のいずれかに該当する場合

○父母が離婚した児童

○母が未婚で出生した児童

○父または母が死亡、生死不明の児童

○父または母に1年以上遺棄されている児童

○父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

○父または母が1年以上拘禁されている児童

○父または母に重度の障害がある児童(障害の内容によっては該当しない場合あり)

〔助成範囲〕各種健康保険法の定めにより、医療機関等に支払う医療費の自己負担分(世帯の課税状況に応じその一部または全部)を助成

